第三十二条第一項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第三十四条」に改め、同条第二項中「同条第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十四条において同じ。）」に改める。

第三十三条第一項中「対象契約をいう。次項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

第三十四条を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第三十六条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第三十八条第二項第三号及び第三十八条の二」を加える。

第三十七条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第三十八条の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第三十八条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第三十八条の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第三十四条の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第三十八条の二　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第三十八条の三　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第四十七条第一項第十一号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定共済契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　特定火災共済協同組合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定特定火災共済事業等紛争解決機関（法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第百六十六条第一項第五号ニにおいて同じ。）が存在する場合　当該特定火災共済協同組合が法第九条の七の三第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この号、次号及び第百六十六条第一項第五号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定火災共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定特定火災共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定火災共済協同組合の法第九条の七の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。）の内容

十三　特定共済事業協同組合等（法第六十九条の二第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等をいう。以下この号、第五十二条の二、第百五十五条及び第百六十六条第一項第五号ホにおいて同じ。）にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定特定共済事業等紛争解決機関（法第六十九条の四第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第百六十六条第一項第五号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該特定共済事業協同組合等が法第九条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定特定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定共済事業協同組合等の法第九条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。）の内容

第四十九条の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第四十九条の二　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項とは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の規定による登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地